2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十五万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（650,000円－当該都道府県の基礎賦課基準応益割額×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／当該都道府県の基礎賦課基準応能割率））

3　一万千九百六十五円三十六銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一一〇八四三九三八〇を乗じて得た額との合計額が二十万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（200,000円－11,965円36銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／0.022084393280））

4　一万五千六百六十七円四十五銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一一〇九二五五二九三五〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－15,667円45銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数／0.020925529350））

附　則

（令和四年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和四年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万四百五十七円二銭」とあるのは「五万二千六百六十四円三銭」と、「0.373233308」とあるのは「0.378591229」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九二四八九七五七一三三五」とあるのは「〇・〇九六一四九四八四九〇四一」と、「0.000000684515」とあるのは「0.000000697783」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千九百六十五円三十六銭」とあるのは「一万千九百九円六十三銭」と、「〇・〇二

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十三万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（630,000円－当該都道府県の基礎賦課基準応益割額×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／当該都道府県の基礎賦課基準応能割率））

3　一万千九百七十九円八十四銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一三〇〇九一一二一九三を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（190,000円－11,979円84銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／0.023009112193））

4　一万五千六十五円九十四銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一〇九二五四一六八三三三を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－15,065円94銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数／0.020925416833））

附　則

（令和三年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和三年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万八千三百六十五円十三銭」とあるのは「五万四千二百九円三十一銭」と、「0.374531502」とあるのは「0.386158453」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九一四五一三五三七五三五」とあるのは「〇・一〇三五三三一一九五五七九」と、「0.000000708184」とあるのは「0.000000737515」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千九百七十九円八十四銭」とあるのは「一万千九百